

豊橋市立飯村小学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

豊橋市立飯村小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場なくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

この組織としては、本校においては「生活サポート委員会」がその役割を担う。いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、生活サポート主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、主任児童委員、特別支援担任、スクールソーシャルワーカー、該当学級担任で構成する。

(1) 「生活サポート」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・学校生活ふり返りアンケートや心のカード、教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・研修等を通じて性的指向や性自任にかかわる正しい知識をもち人権感覚を備える。また、性別にかかわるからかいや心ない言動を見聞きしたときには、その言動を差別として認識し、迅速に指導する。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、生活サポート委員会を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

この基本方針と豊橋市教育委員会策定の「いじめの予防、早期発見・早期対応マニュアル」および「子どもの自殺予防マニュアル」をもとに取り組んでいく。

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ア 児童が自己存在感をもって安心して過ごすことのできる居場所づくりに努める。

- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ いじめを許さないという意識を児童の中に浸透させ、自分たちの集団にあるいじめを自分たちの手で解消していこうとする自浄力を高める。
- オ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ア 学校生活ふり返りアンケートや心のカード、教育相談を定期的実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ 児童のわずかな異変に気づいた教職員が一人で抱え込まず、早い段階から教職員で情報を共有できるように気軽に相談できる教職員集団づくりに努める。
- エ 校内相談室を整備したり、相談箱を設けたりするなど、児童が相談しやすい環境を整える。また、外部の相談窓口の紹介、周知を図る。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「生活サポート委員会」を中心に迅速かつ組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 確認できた事実については、該当する児童の保護者に対して迅速に伝える。また、いじめられている児童の保護者には今後の指導方針も説明する。
- オ 教育的な配慮や被害者の意向を踏まえた上で直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。また、このことを保護者に事前に周知する。
- カ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- キ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、【重大事態発生時の調査対応図】に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「豊橋市立飯村小学校いじめ調査委員会」を設置し、事案に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、市の臨床心理士や教育相談員等を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。
- (4) 市の教育支援コーディネーターを通じて関係機関との連携を取り、加害・被害双方の児童や保護者の心のケアに努める。

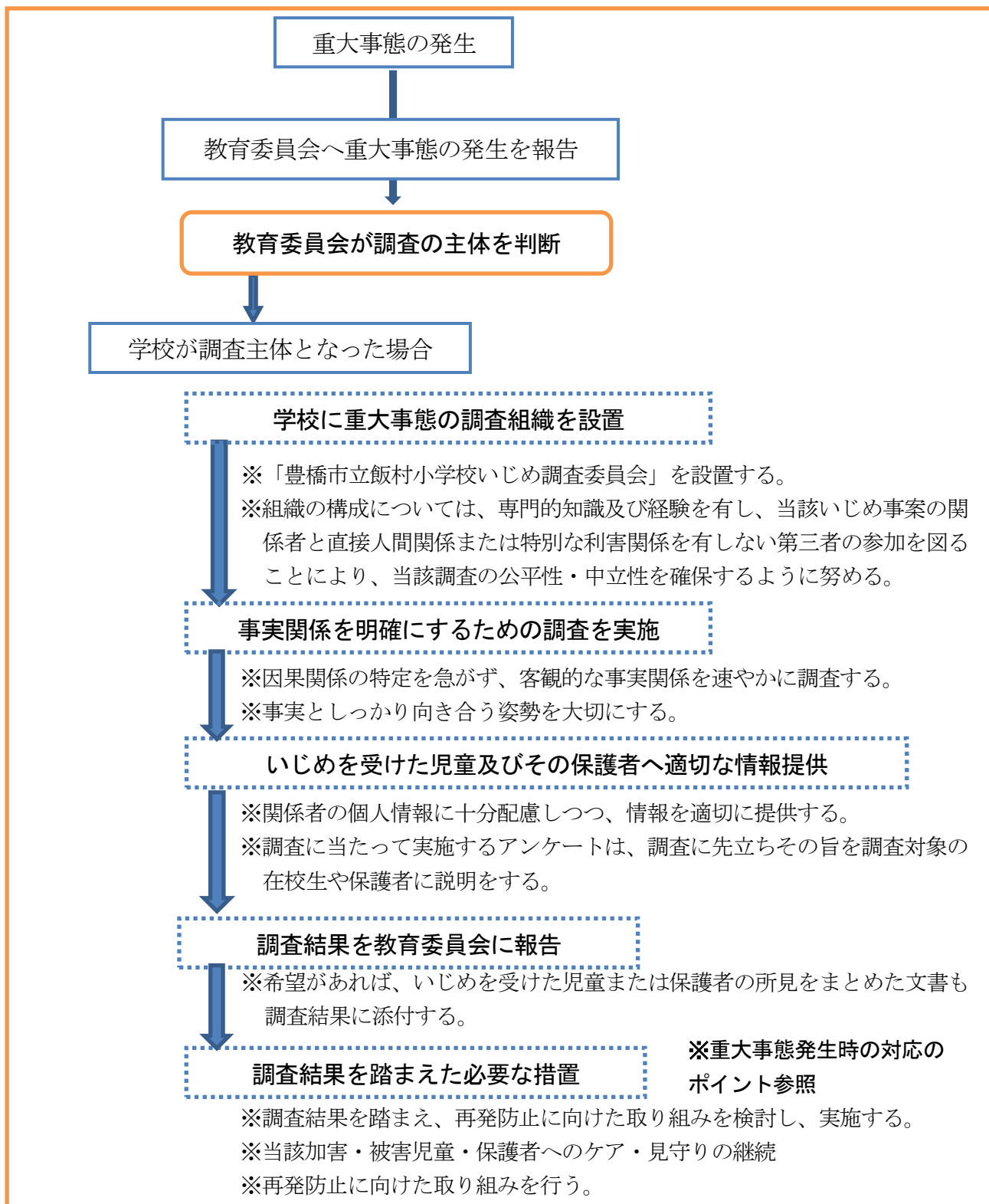
5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施し、生活サポート委員会ではじめに関する取り組みの検証を行う。

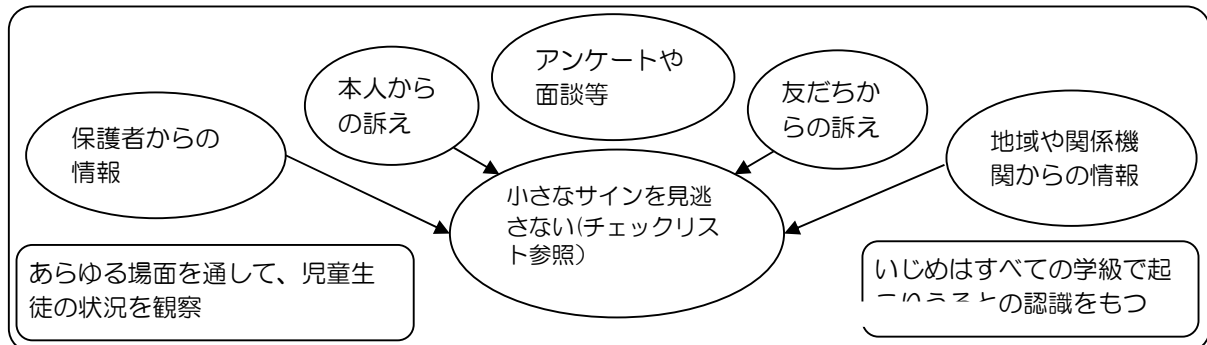
6 その他

- (1) 児童理解の会や情報交換会などを通じて、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は年度当初に保護者への周知を図る。
- (3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。

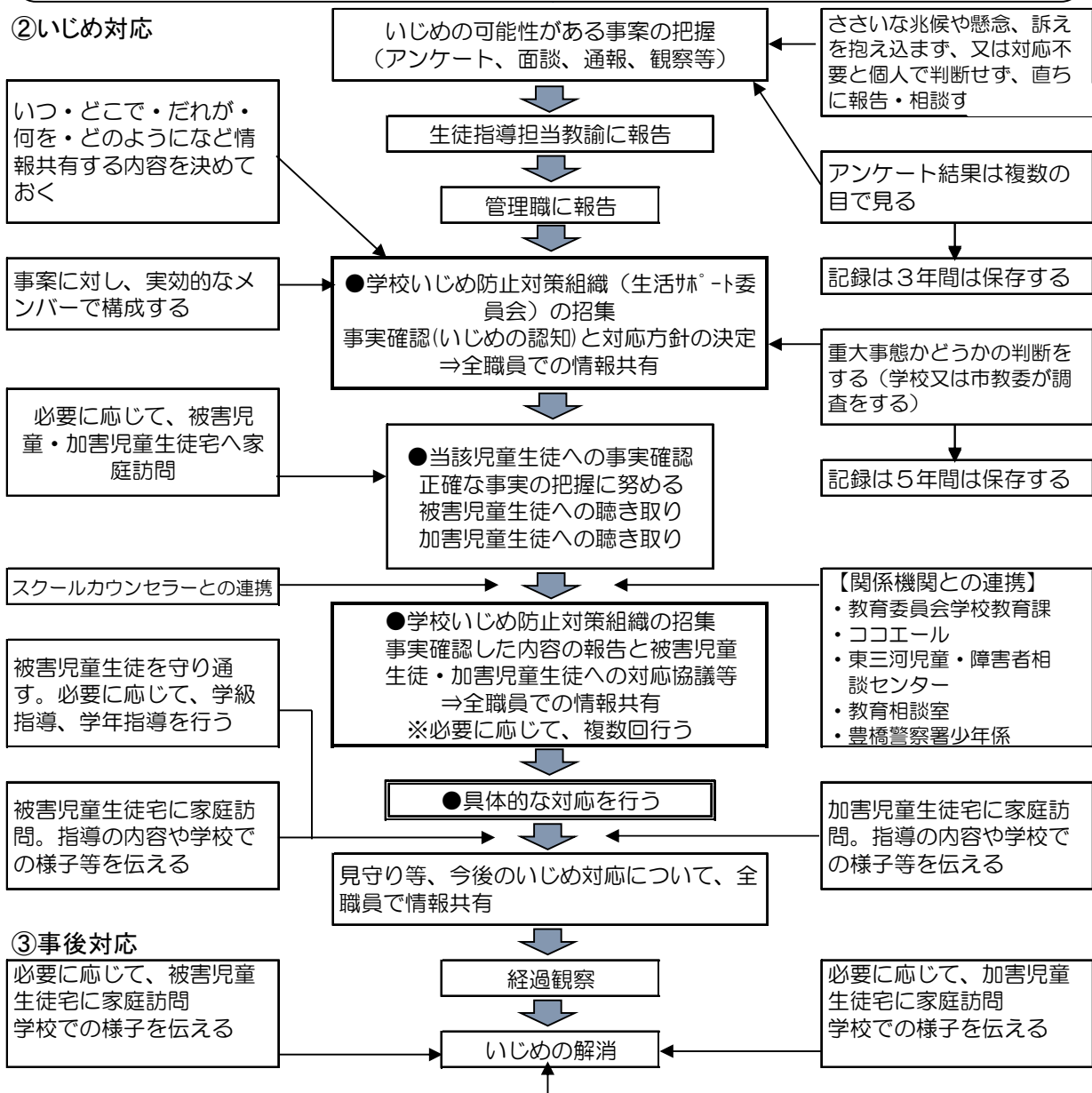
【重大事態発生時の調査対応図】



①いじめの発見



②いじめ対応



③事後対応

【いじめ解消の判断】 少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある
 いじめに係る行為が止んでいること（インターネットを含む）。
 止んでいる状態が相当期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
 2 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
 被害児童生徒本人及びその保護者に対し面談等により確認する。

【生徒指導年間計画】

※太字 (いじめの早期発見・いじめへの対応に関する取り組み)

月	月目標	重点指導項目	年間共通	生徒指導に関する内容	備考
4	あいさつには あいさつ	・相手の目を見て大きな声であいさつをする ・笑顔であいさつをする ・先にあいさつをする ・地域の人にもあいさつをする	○ 明るくあいさつをする ○ ろうか、階段を静かに歩く ○ 時間を見て行動する	・登下校指導 ・ 児童理解の会 ・ 「心のカード」、面接	・入学式・始業式 ・新任式・退任式 ・1年生を迎える会 ・かかわり班編成 ・避難訓練
5	五・三の時	・授業の始まりの時間には席についているようにする ・次の授業の準備をしてから休み時間に入る		○ 掃除中は黙働 ○ 身の回りを整頓する	・かかわり班活動 ・交通安全教室 ・ 「心のカード」、面接 ・ 児童理解の会
6	すれちがい ロード	・ ろうか、階段は右側を相手を7、自分を3にして歩く ・教室移動は学級事に並んで移動する	○ 名札をつける ○ 掃除中は黙働 ○ 身の回りを整頓する	・ 「学校生活振り返りアンケート」① ・ 全児童と個別面談① ・hyper-QUの実施 ・ いのちの授業 ・ 児童理解の会	・野外教育活動
7	「環境整美」人	・机やロッカー、げた箱など、自分の場所を整頓して使う ・ロッカーの上や学級の本棚など、みんなで使う場所を大切に使う		○ 児童理解の会を定期的に毎月開催する ○ 学校振り返りアンケートまたは心のカードを毎月一回実施する	・夏休みの過ごし方指導 ・個人懇談会
8	規則正しい 生活をしよう	・夏休みのくらしや水泳のきまりを守る ・夏休みの目標、計画にしたがって生活をする ・安全に気をつけて過ごす	○ 安全点検の日常化に努める	・ いじめ問題に関わる研修	・夏休み
9	あいさつには あいさつ きりかえしぐさ	・相手の目を見て大きな声であいさつをする ・笑顔であいさつをする ・先にあいさつをする ・地域の人にもあいさつをする		○ 情報交換と教職員 の資質能力向上	・登下校指導 ・ 児童理解の会 ・ 「心のカード」、面接
10	びかびか みがキング	・ 清掃の時間は、自分の心と向き合 て取り組む	○ 情報交換と教職員 の資質能力向上	・登下校指導 ・ 友人関係の変化等の把握 ・ 「心のカード」、面接 ・ 児童理解の会	・修学旅行
11	飯村聞き上手	・相手の目を見てしっかり話を聞く ・相手の話をうなずいて聞く		○ 情報交換と教職員 の資質能力向上	・ 「学校生活振り返りアンケート」② ・ 全児童と個別面談② ・ 児童理解の会
12	アミーゴしぐさ	・ 言葉や習慣、考え方が違って も、みんなで笑顔で関わる	○ 情報交換と教職員 の資質能力向上	・冬休みの過ごし方指導 ・火遊び防止指導 ・金銭トラブル防止指導 ・個人懇談会	・マラソン大会 ・個人懇談会 ・終業式 ・冬休み
1	生活リズムを 整えよう あいさつには あいさつ	・外から帰ったら手洗い、うがいを する ・手首やつめの間まで洗う ・決められた時間うがいを する		○ 情報交換と教職員 の資質能力向上	・新年の目標 ・ 「心のカード」、面談 ・ 児童理解の会
2	気くばり なかよしぐさ	・ 相手の気持ちを考えて行動 する ・トラブルがあったときは、何が いけなかったのか素直に考えて解決 する ・教室では、防止、手袋をつけない	○ 情報交換と教職員 の資質能力向上	・ 「学校生活振り返りアンケート」③ ・ 全児童と個別面談③ ・ いじめ対策委員会 (基本方針の見直し) ・ 児童理解の会	・東部中入学説明会 ・はなむけの集い
3	もったい大臣	・名札をつける ・その場にふさわしい服装を する ・1年間使ったものを大切に する		○ 情報交換と教職員 の資質能力向上	・ 小中情報交換 ・1年の振り返り ・春休みの過ごし方指導